

萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画

目次

1. 保存計画の基本事項

- (1) 保存計画の基調
- (2) 保存地区の名称・面積・区域

2. 保存地区の保存に関する基本計画

- (1) 保存の方針
- (2) 保存の内容

3. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

- (1) 伝統的建造物
- (2) 環境物件

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

- (1) 伝統的建造物の修理
- (2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景
- (3) 環境物件の復旧
- (4) 環境物件以外の環境要素の修景

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

- (1) 管理施設等の整備
- (2) 防災施設等の整備
- (3) 環境の整備

6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

- (1) 固定資産税その他市税の優遇措置
- (2) 経費の補助
- (3) 技術的支援等
- (4) 建築物等の現状変更にかかる相談・協議システムの整備・運用
- (5) 保存地区の保存に係わる団体及び個人・事業所への保存計画の普及啓発及び顕彰

萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第三条の規定に基づき堀内地区伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画（以下「保存計画」という）を定める。

1. 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基調

この保存計画は、昭和 51 年の国の重要伝統的建造物群保存地区選定当時に定められた保存計画（昭和 51 年 6 月 18 日制定）を、その後の保存地区の保存事業等の進捗、社会情勢の変化を踏まえて、全面的に改正するものである。

この保存計画は、選定以来これまで、住民と行政の協力により毎年少しずつ進められてきた保存地区内の伝統的建造物群の保存等をより確かなものとし、保存地区内の住民及び萩市民の共有財産として未来にわたりこれらを保存するとともに、積極的に活用をはかることにより、萩市の歴史的環境の保全と保存地区内の住民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称	萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区
保存地区の面積	約 55.0 ヘクタール
保存地区の区域	萩市大字堀内字堀内村及び字堀内の一部

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存の方針

ア 保存地区の沿革

堀内は萩城下町の北西部、橋本川河口の右岸に位置し、北側では日本海に面する。北西側は、萩城本丸、二の丸が置かれていた指月山と中堀を介して接し、東側では外堀を介して萩城下の町人地と、南東側では新堀川を介して平安古町が続く。このうち、保存地区に指定されているのは、大正期に開削された疎水と外堀に挟まれた一帯である。

堀内は萩城下町の建設時に成立したと見られ、元和8年（1622）に外堀が完成し、年代の確定する最も古い絵図とされる慶安5年（1652）の絵図には、東西6本、南北5本の通りが確認され、現在の堀内の基本構造が既に認められる。

萩藩の藩庁が置かれた藩政期の堀内は、萩城下町の三の丸として、永代家老や寄組など上級武家の広大な上屋敷や藩の重要施設が置かれた。主要なものとして、浜の町北側には、藩の財政を司る御蔵元、普請を司る御作事小屋（大木屋）が置かれた他、享保4年（1719）には平安古総門西隣に萩藩の藩校である明倫館が創設され、南西部では橋本川に浮かぶ常盤島に面して藩主の別邸である川手御殿も置かれた。寺社については、川島に創建された春日神社が慶長12年（1607）には、南東部の児玉家屋敷の北側に移され、寛永期には毛利家の菩提寺のひとつである天樹院が二の丸東門南側に建立された。

堀内の上屋敷は中央部に書院などを納める主屋、土蔵を配し、周囲を出入口としての機能を持つ長屋門や詰所である長屋門、これらを繋ぐ土塀で囲まれた閉鎖的な構成であった。ただし、18世紀中頃までは、頻繁に屋敷地の分筆、合筆は繰り返され、その後も藩政期を通じて小規模な屋敷割の改変が続いた。

このような堀内の景観は、文久3年（1863）に政庁が山口に移鎮されたことにより、藩の主要施設が漸次移転した幕末期には一変することになる。主を失った屋敷地では、建物が次々と解体され、留守屋敷地を預かる家臣の居住する番屋が、かつての広大な正門の跡に設けられた。

明治に入ると、禄を失った家臣達により、広大な屋敷地を利用して桑や夏蜜柑の栽培が急速に広がった。土壌が栽培に適していただけでなく、屋敷地周辺を取り囲んでいた土塀が風除けとして有効であった。このため、図らずも土塀はそのまま利用されることとなり、長屋門や土塀が解体された跡には、これらの基礎石を利用した石塀や庭園などの石を積み上げて石垣が築かれた。また、かつての御成道（本町）や天樹院から南に延びる広小路は、

夏蜜柑畑に転じた堀内にとって広すぎるとして、半分程度の幅員に狭められた。こうして、藩政期の土塀等に夏蜜柑が顔を出すという堀内独特の景観が形づくられた。

明治から大正、昭和の戦前にかけての近代期は、藩政期の武家屋敷とは全く異なる住宅が新しく造られた。これらは、夏蜜柑畑の栽培者や新たに土地を求めた人々によって建てられたもので、広大な畑地の一部分を生垣で画し、正面に腕木門を設け、敷地の中央に寄棟造又は破風の小さな入母屋造の屋根を持つ平屋建の小規模住宅が主流となったが、藩政期の移築、転用も含め長屋も建てられた。一方で、広大な藩政期の武家屋敷地を受け継いだのは、公共施設であった。明治 22 年にかつての宍戸家上屋敷地を利用して山口県立萩中学校が建設された他、大正 14 年にはかつての大野毛利家上屋敷をほぼ利用する形で萩町立伝染病院が建設された。

この頃には、藩政期以来の都市基盤を改変する大規模な土木事業も行われた。最も規模が大きなものとしては、天樹院と二の丸の間から吉川家上屋敷を縦断するように疎水が設けられた。また、大正 14 年には伝染病院東隣地とかつての馬場の一部を利用して素水園と称する公園が設けられるとともに、呉服町から真っ直ぐに延びる道がこれに接続された。

こうして、萩城下町の成立とともに建設された堀内は、藩の重要施設及び上級武家屋敷の主要な建築物は数棟しか残されていないものの、上屋敷の屋敷割がその後、夏蜜柑畑や近代住宅の敷地に姿を変えながらも受け継がれるとともに、この区画を画する土塀や石塀、石垣、生垣が地区内の全域において今日まで受け継がれている。

イ 保存地区の現況

萩市における文化財保存の動きは、幕末維新の志士生誕地の史跡保存と顕彰を中心に戦前から活発であった。戦後になり、史跡の対象は城下町遺構にも広がり、昭和 26 年に萩城内の詰丸、本丸、二の丸一帯が史跡「萩城跡」として国の指定を受け、昭和 42 年には堀内の浜の町通り一帯と外堀の一部が追加指定された。

一方で、このころから土塀に囲まれた夏蜜柑畑の荒廃が徐々に始まった。夏蜜柑産業が戦前ほど振るわず、広大な畑地は持て余されるようになり、その一部が宅地化され、多くの観光客が萩市を訪れることとなり、結果として住宅や土産物屋の建設により土塀等が切り崩されていったことによる。

このような状況を受け、昭和 47 年に萩市では独自条例として「萩市歴史的景観保存条例（平成 2 年 12 月 28 日に「萩市都市景観条例」に改編）」を制定するに至った。この条例は、歴史的景観保存地区の指定を行い、地区内の家屋の新築等の現状変更に対して届出を義務づけた他、保存家屋の指定を行い、修理等には補助金の支出を行う

など、伝建地区制度が制定されていなかった当時としては画期的な施策であった。この条例の施行により、先の史跡地を除く堀内一帯と他6地区が地区指定された。

この条例の施行と前後して、歴史的町並みを持つ金沢市、京都市など各市で同様の施策が開始され、全国的に歴史的町並みの保存が焦点の課題と認識された。文化庁は萩市、高山市、倉敷市を対象に保存対策調査を実施し、歴史的町並みの文化財的価値を確認し、昭和50年の文化財保護法の改正により、伝統的建造物群を国の新しい文化財として定めた伝統的建造物群保存地区制度を制定した。昭和51年9月4日には、秋田県角館町角館、岐阜県白川村荻町、京都府京都市祇園新橋・産寧坂と共に、萩市堀内地区及び平安古地区が全国で最初の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

翌年の昭和52年12月2日には、史跡指定されていた浜の町が伝建地区に追加指定された（史跡解除は昭和53年）。また、同年3月23日には「萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市市税賦課徴収条例の特例を定める条例」が制定され、公道（旧道）との境界から10メートルの範囲の土地と、伝統的建造物である家屋とこれが位置する土地の固定資産税が免除されるようになった。さらに、昭和54年12月21日には、「萩市伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例」が制定され、長屋門や土塀の軒が道路内に突出することについて、建築基準法の緩和が適用された。

その後、昭和61年には、伝建地区選定後はいじめて、総括的な保存対策調査が行われ、報告書が刊行された。

こうして、重要伝建地区選定以来、毎年のように長屋門や土塀・石垣等の伝統的建造物の保存修理が行われ、地区の歴史的風致が維持されてきた。しかし、一方でその後も夏蜜柑畑の減少と宅地化は確実に進行し、地区の景観は少しずつ変化した。このため、平成14年より堀内・平安古伝建地区見直し調査委員会を組織し、地区の文化財的価値及びこれまでの取組の再評価を行い、この調査結果に基づき、平成15年より同委員会を見直し計画委員会に改組して、当該保存計画の策定を行った。

ウ 保存地区の特色及びその維持

堀内とは、北西側で旧萩城内の中堀、東側で外堀に挟まれたかつての上級武家屋敷地一帯を指す。このうち保存地区は、中堀東端から花の江御殿北西端にかけて堀内を縦断するようにつくられた疎水（大正13年工事開始）より東側の範囲となる。なお、疎水より西側のうち、中堀を含む指月山一体及び外堀は、萩城本丸及び二の丸の遺構が色濃く残されていることから国指定史跡「萩城跡」のに指定されている。中堀より

南側は、国の重要文化財に指定されている旧厚狭毛利家萩屋敷長屋以外には藩政期の建築遺構も見られない。しかし、街路や一部の石垣などで画される地割りは残されており、中堀南川一体及び疎水、橋本川沿い10メートルの範囲は、「萩市都市景観条例」に基づく「歴史的景観保存地区」に指定されている。

保存地区は、東西方向に6本、南北方向に5本の通りで構成されている。このうち、主軸をなすのは東西方向に延びるかつての御成道である本町と呼ばれる通りであるが、藩政期の10間幅から明治期に5間幅へと狭められている。また、南北方向でも、保存地区の東端に延びる大馬場筋の東側が転用され幅員が狭められている他、西側の広小路と呼ばれる通りも蔵田町との交差部より北側において幅員が狭められている。このように、一部の通りで幅員が狭められているものの、大半の通りにおいては藩政期の構成を維持している。

一方、これらの通りに画される街区は南北幅約60間、東西幅は通りの配置によって一定ではないものの長い場合は約120間もある巨大な街区を構成する。

街区の周縁部に沿っては、藩政期に築かれた長屋門や土塀が連続して残されている。これらに加え、明治期以降の夏蜜柑畑開墾の際に、長屋門や土塀の基礎石や庭園の庭石など敷地内の石を利用して築かれた石塀、石垣、さらには生垣、腕木門がこれらに加わる。

以上のように、萩城下町建設の際につくられた屋敷割を基盤に、藩政期を通じてこれらの上に築かれた上級武家屋敷の遺構とともに、幕末期から近代期にかけて武家屋敷を転用して開墾された夏蜜柑畑や小住宅など、各時代の建築物や工作物、自然物が多様かつ重層的に併存しているところに保存地区の特色が見いだせ、この特色の維持又は回復をはかることを基本とする。

エ 伝統的建造物群の特性及びその維持

堀内地区の伝統的建造物群は、前述の保存地区の特色に記述されるように藩政期の武家屋敷全体がそのまま残されている事例はなく、藩政期、幕末期から各時代の建築物や工作物が多様かつ重層的に併存している。

屋敷構成の特性

各時代を通じた特性として、敷地の中央に主屋を配し、通りとの境界をなす敷地周縁部には、矢倉や長屋門、長屋などの建築物、土塀や石垣、腕木門等の工作物又は生

垣を連続的に設け、周囲から閉じることが挙げられる。

この特性に加え、藩政期の武家屋敷では、本丸の方角にあたる西側を上手と捉え、主座敷をはじめとする主人の空間を、城下の方角にあたる東側を下手と捉え、台所などサービス空間を配する。これに加え、御成道に代表される主要道側を表向きとし、正面に長屋門を設け、主屋の玄関、主座敷から望む主庭園を設けるなど客を迎え入れるための空間を、これと反対側を奥向きとし、土蔵や長屋、土塀などで周囲から閉じつつ、主屋において居間やナンドなどの主人らの生活のための空間を配する空間特性が存在した。

藩政期の終焉後は、このような厳密な空間特性は消滅するが、現在に残される長屋門、長屋や土塀及び土塀の基礎石は、上級武家屋敷の空間特性が造りだしたものであり、その後に築造された建築物、工作物、自然物も、各時代の必要に応じて様々な形式が見られるが、基本的には、藩政期の屋敷割に規定されて配置されている。

藩政期（武家屋敷時代）の建造物の特性

建築物のうち、大規模な屋敷の主屋については、国指定重要文化財である口羽家住宅と県指定文化財である梨羽家書院が、その一部として残されるのみであることから、その特性については一般化するに至っていない。中・小規模の屋敷の主屋については、平入り平屋建てとし、屋根を上手を入母屋造り、それ以外は入母屋造り又は寄棟造り黒色棧瓦葺き、庭園側には切目縁の濡縁を設け土庇を架ける場合がある。外壁は真壁造り白漆喰仕上げとし、腰は土台（地覆）・地貫・腰貫を見せるか、豎板を張る。玄関は、式台を設け、板戸引き違いとし、内側に障子戸を建てる。窓を設ける場合は、太格子窓又は連子窓とする。

長屋門、長屋は、通りに面して配置され、平入り平屋建て、屋根を入母屋造り本瓦葺き、外壁を真壁造り白漆喰仕上げとし、腰を海鼠壁又はささら子下見板張りとする。基礎の石材、積み方、表面仕上げ等は、後述の土塀の基礎石積と同様であるが、土塀の場合より低い場合が多い。通りに面しては、出窓を設け、板庇を猿頭で押さえた板庇に太格子を入れる。簡素なものは、屋根を寄棟造り棧瓦葺き、外壁の腰を豎板張りとし、出格子の板庇に猿頭を用いず、連子格子を入れる場合がある。また、これらとは別に、主屋の一部が張り出し、屋根を通りに直交させて通りに接して配置される場合がある。

工作物としては、武家屋敷周縁部に土塀の他に、腕木門や土塀の基礎石が残される。

土塀は、基礎石と土壁、屋根から成り、基礎石積は近隣の笠山で産出する笠山石（安山岩系）と城内の指月山から産出する花崗岩のいずれかの単一石材で積まれる。笠山石の場合は、切り込み接ぎ積みによる疑似整層積みとし、花崗岩の場合は、打ち込み接ぎ積みの場合が一般的である。また、石の表面加工としては、最も手間のかかるアバタ仕上げの他、手間を省いたものとして、笠山石の場合は接合部のみ加工しその他はそのままとする瘤出し仕上げ、花崗岩の場合は、鑿によるハツリ仕上げが見られる。これらの石材と積み方、表面加工等の組み合わせは、屋敷の家格や同じ屋敷であっても敷地の表裏で使い分けられている。土壁部分は、固めた土塊を積み重ね、版築する団子積みの表面を白漆喰仕上げとするものが一般的であったようだが、後には瓦や石を骨材として用いる手法が一般的となる。屋根は、本瓦葺きと棧瓦葺きがあり、棧瓦には土塀用の長尺の瓦が用いられている場合がある。

なお、残されている例は非常に少ないが、「ワタリ塀」（「旧福原家萩上屋敷絵図」に記されている呼称）と呼ばれる腰にささら子下見板張りとした屋根付き板塀も存在する。

幕末期（留守屋敷時代）・近代期（畑屋敷時代、畑・宅地時代）の建造物の特性

この時代の建築物としては、敷地の中央に建つ主屋と周縁に建つ長屋が挙げられる。基本的な構造形式、屋根形式、外壁仕上げ等は、藩政期の小規模武家屋敷の主屋の形式を踏襲している。ただし、棟のつくりが簡素な熨斗積みであること、軒の出が短いこと、窓に連子窓、木製硝子戸などを用いることなど、細部において差異がある他、一部に二階建てとする場合がある。

長屋は寄棟造り棧瓦葺きの簡素なもの、かつての武家長屋の一部を移築、再利用したものもある。外壁は真壁造り漆喰仕上げ又は中塗り仕上げとし、腰壁は堅板張りとする。原則として、長屋脇に簡素な腕木門を設ける。

なお、幕末期には、藩庁が山口に移された後の留守屋敷を預かる家臣が居住する番屋と呼ばれる建物が登場し、かつての長屋門が撤去されたことにより生まれた開口部に、棟を通りに直交させ新たに建つ。形式については、上記の長屋に準じる。

この他、洋風建築の要素を取り入れた教育施設や住宅が建築されるようになる。

工作物としては、藩政期の高級武家屋敷が夏蜜柑畑や宅地に転じたことにより必要とされた多様な塀や門が登場する。

武家屋敷としての用途を終えた広大な土地に植えられた夏蜜柑を風から守るために、

かつての屋敷周囲に残された長屋などの建物や土塀の基礎石を利用して、この上に新しい石を積んだ石塀と、基礎石が残されていない場合に地面レベルから石を積み上げた石垣がある。いずれの場合も、石材は笠山石と花崗岩の混合であり、武家屋敷の建物の基礎石や礎石、庭園の庭石などをそのまま転用し、野面積みとする。また、後に宅地に転じたところでは、この上に短い土壁を設け、屋根瓦を葺き、新たに土塀とする場合がある。

一方、門については、留守屋敷や夏蜜柑畑の通用口、住宅の門構えとして、簡素な腕木門が設けられる。いずれも屋根を切妻造り棧瓦葺きとし、親柱を冠木で固め、この上に束立てにより棟木を支え、腕木を出して出桁を支える腕木門の形式をとる。柱は方柱を原則とするが、一部に上下に粽を施した丸柱も存在する。柱間装置は、柱間半分をささら子下見板張りの板塀とし、潜戸付きの板戸を引き込む形式が一般的であるが、円柱で両開きの板戸とする場合もある。材種は親柱には檜、横架材には松を使う例が多く、ベンガラによる塗装が施されている。

その他物件の特性

藩政期の庭園がそのまま残されている例はないが、シイ、クス、トチなどの巨木が見られる他、橋本川及び菊ヶ浜との境界沿いの一部には、藩政期以来の松並木が残されている。

一方、藩政期の上級武家屋敷から転じた夏蜜柑畑が広がり、さらにその一部は宅地に転じ、近代期の小規模庭園が設けられる。一方、夏蜜柑畑や宅地の周囲では、土塀や石塀、石垣などの工作物の存在しない部分に、イスノキ、イヌマキ、マサキなどの生垣が連続して植えられる。

以上のように、萩城開府の際に築かれた上級武家屋敷地の屋敷割を基盤としつつ、藩政期、幕末期、近代期にかけての各時代の歴史を背景とした多様な建築物や工作物、その他物件が、重層的に配置されることにより、他の武家地でない堀内固有の伝統的建造物群の特性が見いだせ、下記に示す保存の内容に基づき、伝統的建造物群の適切な保存をはかる。

(2) 保存の内容

上記の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図り

ながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下の通りとする。

- ア 保存地区において堀内の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定める。
- イ 保存地区を特色付けている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。
- ウ 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「復旧基準」を定める。
- エ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の改変・移転等については、保存地区の歴史的風致との調和及び維持・回復を内容とした「基本形式（許可）基準」と「伝統様式（補助）基準」を定める。
- オ 以上の修理・基本形式（許可）・伝統様式（補助）の3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- カ 保存地区の保存に必要と認められるときは、修理・伝統様式（補助）の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。
- キ 以上の目的の遂行にあたっては、市建設部まちなみ対策課と同文化財保護課、及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

3. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物とは次に定める建築物と工作物とする。

ア 建築物については、藩政期、幕末期、近代期（昭和前期まで）に建築され、保存地区の伝統的な建築物の諸特性をよく表していると認められる主屋及び矢倉、長屋門、長屋、寺社建築等の建築物とし、表1に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図2に位置を示す。

イ 工作物については、藩政期、幕末期、近代期（昭和前期まで）に設置され、保存地区の伝統的な工作物の諸特性をよく表していると認められる土塀及び石塀、石垣、基礎石、石段、門等の工作物とし、表2に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図3に位置を示す。

(2) 環境物件

環境物件は、保存地区の伝統的建造物と一体をなすもので、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している樹木及び庭園、生垣、土地の形質等とし、表3に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに図4に位置を示す。

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

(1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物の修理については、次に示す修理基準を適切に運用して、保存地区の伝統的景観を保存する。

- ア 主として正面・側面・屋根等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。
- イ 伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。
- ウ 上記の部分のうち、旧状が不明な場合には、伝統様式に依らない改造・修理が加えられている部分を撤去した上で、現状を維持するための修理を基本とする。ただし、周囲の状況等を勘案して復元的な修理を行う場合には、下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される伝統様式基準に従う。
- エ 伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたっては、次に示す基本形式（許可）基準と伝統様式（補助）基準により、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

- ア 基本形式（許可）基準は、堀内固有の歴史的風致と調和するための建築物等の基本となる形式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等に許容される基準であり、表4に定める。
- イ 伝統様式（補助）基準は、堀内固有の歴史的風致を維持・回復するための建築物等の伝統的な様式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等を対象とした基準であり、表5に定める。

(3) 環境物件の復旧

環境物件の復旧にあたっては、主として現状維持、もしくは当該物件の履歴を調査の上、復旧することを基本とする。

(4) 環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景にあたっては、伝統的建造物以外の建築物等の修景に準じて、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

(1) 管理施設等の整備

整備にあたっては、基本形式（許可）基準、伝統様式（補助）基準に従い、これら施設・設備が堀内の歴史的風致と調和するよう配慮する。

ア 保存地区内に説明板や案内板を設置する。これは町並みの歴史的環境に関する住民及び来訪者への情報の公開及び来訪者への保存地区の案内を目的とする。

イ 保存物件に管理プレート又は管理杭を設置する。

(2) 防災施設等の整備

整備にあたっては、基本形式（許可）基準、伝統様式（補助）基準に従い、これら施設・設備が堀内の歴史的風致と調和するよう配慮する。

ア 地区内において、消火施設・設備等が不足していると認められる場合は、調査を行い地区全体の計画を立てて、適切な消火施設・設備等の設置を行う。

イ 基本形式（許可）基準に従い、建築物等の間に火除け地となるよう十分なスペースを確保する。

ウ 基本形式（許可）基準、伝統様式（補助）基準に従い、延焼の防止に有効な土塀・石垣等の保存をはかると共に、地区内の緑化に努める。

(3) 環境の整備

整備にあたっては、当該環境の要素が伝統的に存在するものである場合には、「保存地区の保存に関する基本計画」の内容に基づき、当該環境の履歴調査の上、然るべき旧状に復することを基本とする。ただし、交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の問題から、復原に困難が生じる部分については、堀内の歴史的風致との調和に配慮し、機能上必要な施設または設備等を付加する。

また、当該環境の要素が交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の問題から設置される非伝統的なものである場合は、堀内の歴史的風致に影響を与えないようにできるだけ目立たないものとし、機能上必要な施設または設備等を付加する。

ア 道路及び道路側溝の整備

道路及び道路側溝は、堀内に伝統的に存在する要素であることから、その整備にあたっては、当該要素の履歴を調査の上、然るべき旧状に復することを基本とし、下記のとおりとする。

(ア) 保存地区内の側溝は、交通上、安全上の問題を検討の上、可能な箇所については、開渠化を進める。

(イ) 側溝の整備にあたっては、合わせて道路面の材質、工法に配慮しつつ、とりわけ路面の高さ、側溝と路面の見切り位置・形式の復旧に努める。

(ウ) 道路幅員等により車両の通行、離合に問題が生じないように、保存地区内の交通計画を策定し、車両通行の制限等を図る。

イ 電柱・道路標識等の整備

電柱・道路標識等は、非伝統的な要素であることから、その整備にあたっては、堀内の歴史的風致に影響を与えないよう配慮し、下記のとおりとする。

(ア) 電力柱、電話柱、架線等は移設又は地下埋設等を行い、整理に努める。

(イ) 道路標識は、交通上、安全上の問題を検討の上、地区内には必要最低限の箇所に、歴史的風致と調和させて設置し、可能なものについては地区周辺への移設に努める。

ウ 街区内新設道路の適切な誘導

街区内新設道路は、非伝統的な要素であることから、その整備にあたっては、堀内の歴史的風致に影響を与えないよう配慮し、下記のとおりとする。

(ア) 公道（旧道）から街区内敷地への接道を確保するための新設道路等は、街区内全体において公道（旧道）と接する箇所を最小限にするため、然るべき措置をとって適切な誘導をはかる。

(イ) 新たな設置にあたっては、交通上、安全上の問題を検討の上、保存地区の歴史的風致と調和するよう、関係法令との調整をはかる。

エ 周辺地域の整備

(ア) 保存地区を取り巻く周辺地区は、それぞれの地区の歴史的経緯を踏まえ、保存地区の歴史的風致を損なわないよう然るべき整備計画を立て、これに基づいた整備に努める。

6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

(1)固定資産税その他市税の優遇措置

保存地区の歴史的環境の保存に資するため、「萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市市税賦課徴収条例の特例を定める条例」（昭和52年、条例第6号）を定め、下記の土地に対して賦課する固定資産税を免除する。

- ア 保存地区内で公道道路敷との境界から10メートルを基準として定める土地。
- イ 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和51年萩市条例第21号）第3条の規定に基づき、伝統的建造物として定めた家屋の敷地。

(2)経費の補助

保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「萩市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則」に基づき、必要な経費の補助を行う。

- ア 伝統的建造物について、保存整備計画に定める修理基準に基づく修理に要する経費のうち、別に定める額。
- イ 伝統的建造物以外の建築物等について、保存整備計画に定める伝統様式（補助）基準に基づく修景に要する経費のうち、別に定める額。
- ウ 環境物件について、保存整備計画に定める修理基準に基づく復旧に要する経費のうち、別に定める額。
- エ 環境物件以外の環境要素について、保存整備計画に定める伝統様式（補助）基準に基づく修景に要する経費のうち、別に定める額。

(3)技術的支援等

- ア 保存地区内の修理・修景及び復旧を適切に進めるために必要な技術的支援を行う。
- イ 保存地区内の修理・修景及び復旧に必要と認められる物資については、これを提供又は斡旋することができる。

(4)建造物等の現状変更にかかる相談・協議システムの整備・運用

- ア 保存整備計画にかかる現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための相談及び許可に係わるシステムを整備し、この運用に努める。
- イ 環境整備計画にかかる国・県・市の他の部局による現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための協議に係わるシステムを整備し、この運用に努める。

(5)保存地区の保存に係わる団体及び個人・事業所への保存計画の普及啓発及び顕彰

- ア 保存地区の伝統的な町並みの価値の認識に基づく良好な生活環境の整備を進めるため、保存地区の保存に係わる事項について、団体及び個人・事業所への普及啓発

に努める。

イ 保存地区の保存に顕著な功績のあった個人及び団体・事業所に対して、その顕彰に努める。

図 2. 3

A



B



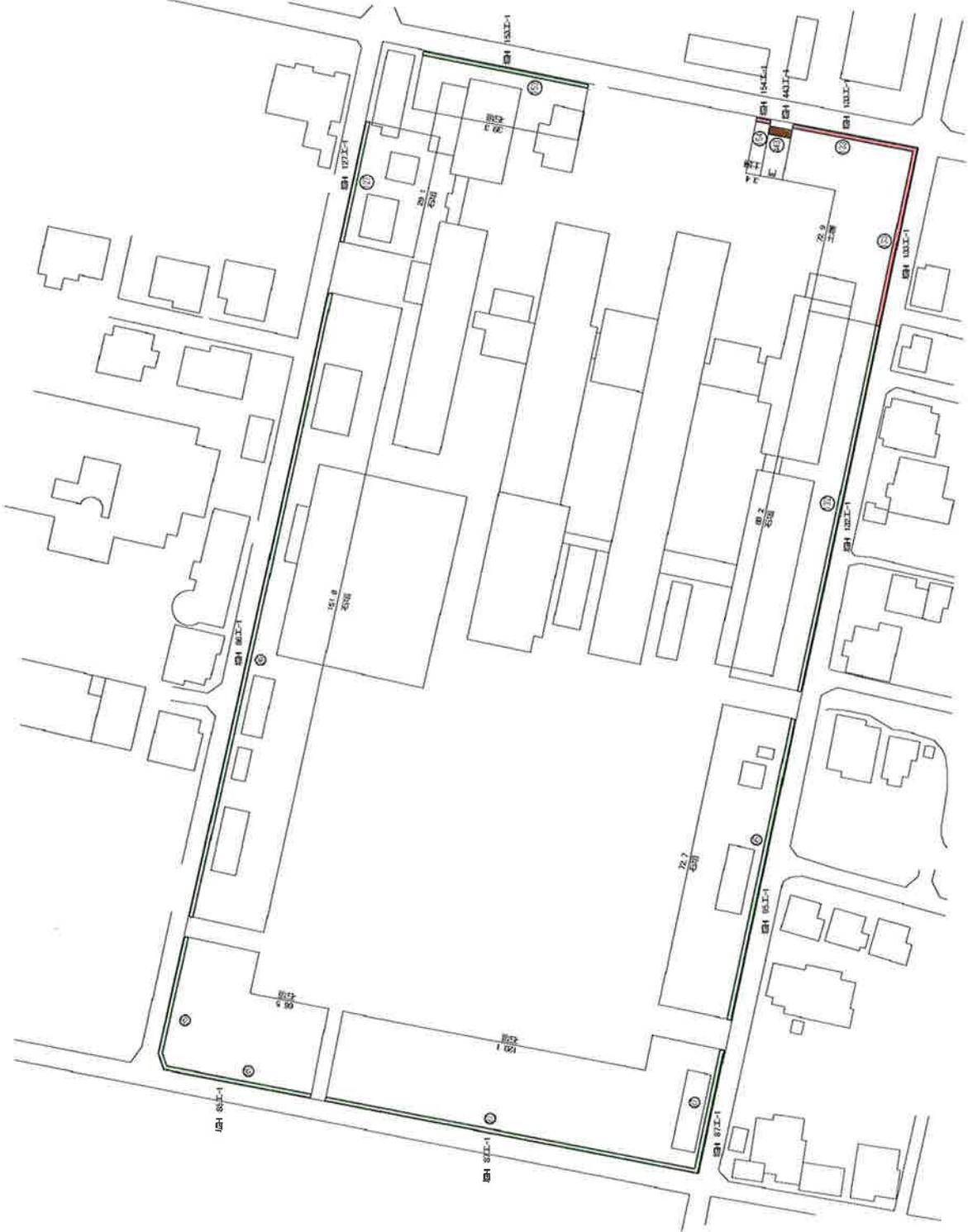
D



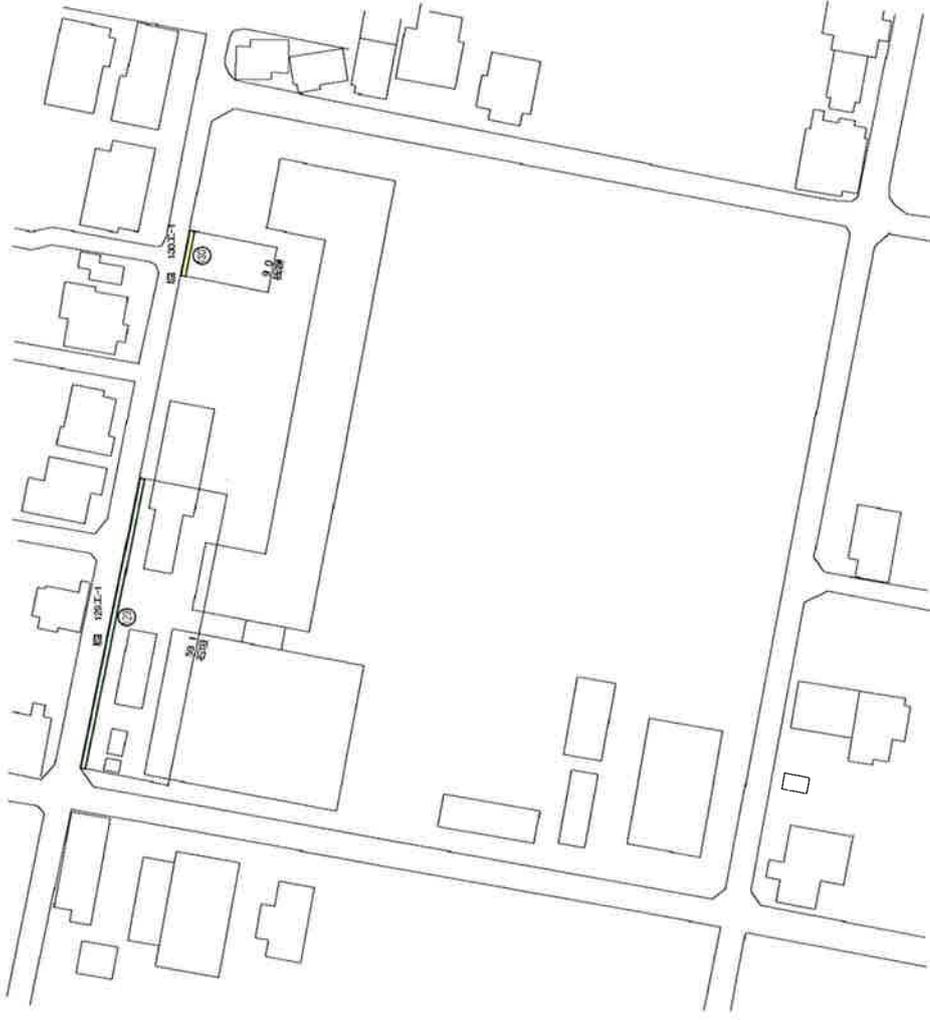
E



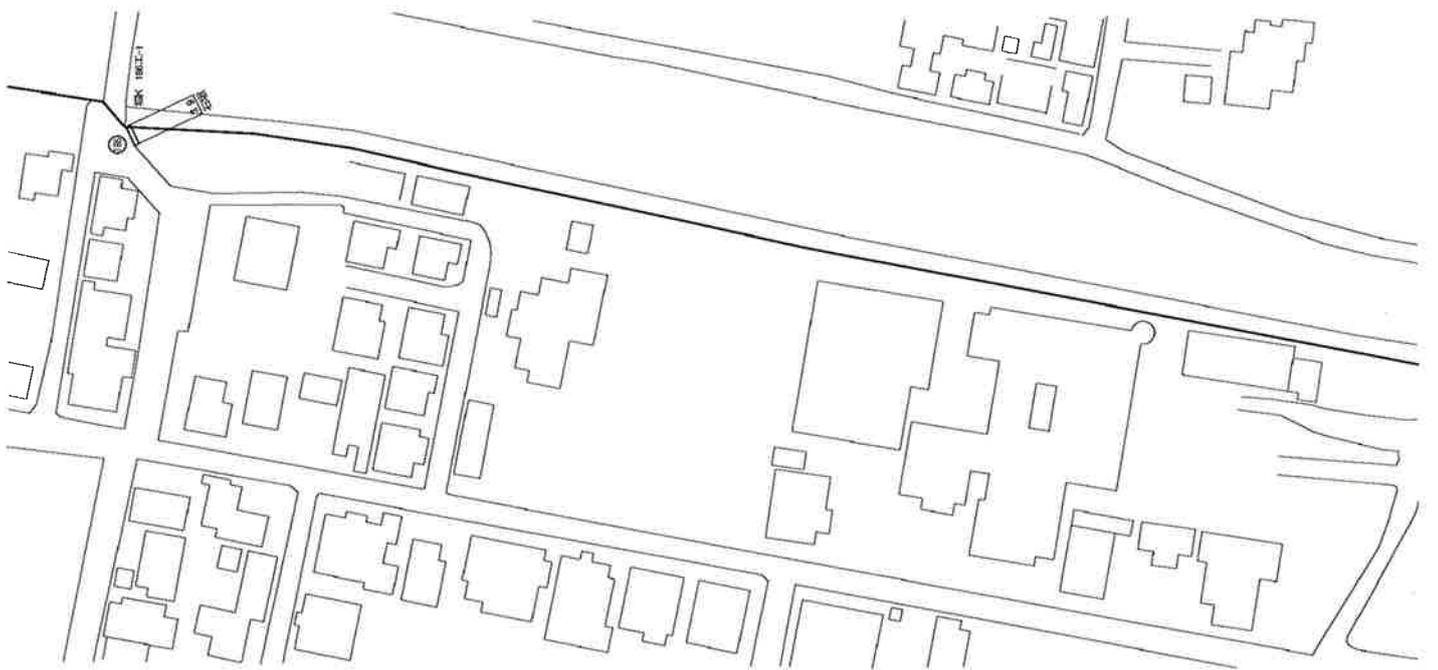
H



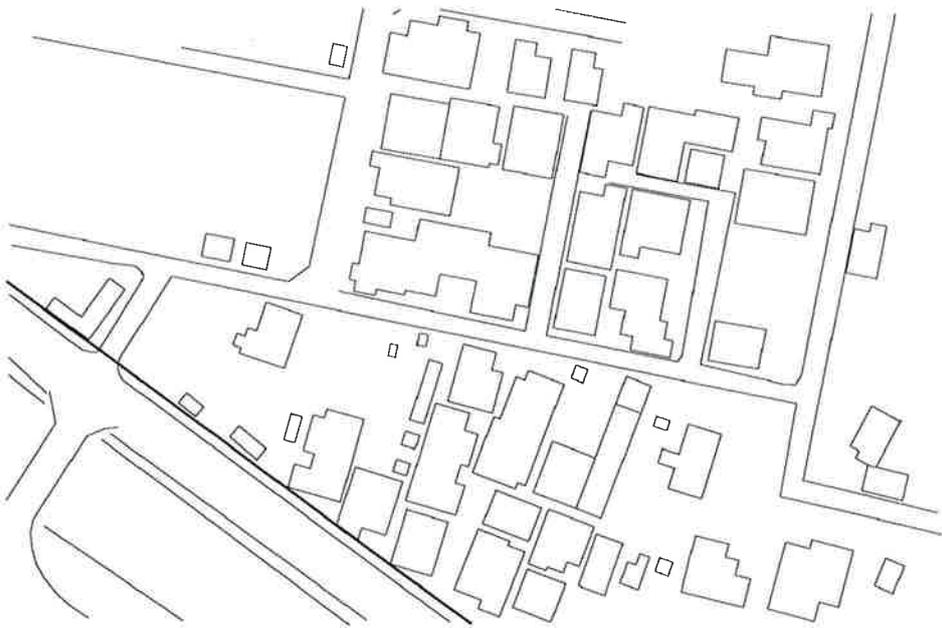
I



K



7



M



N

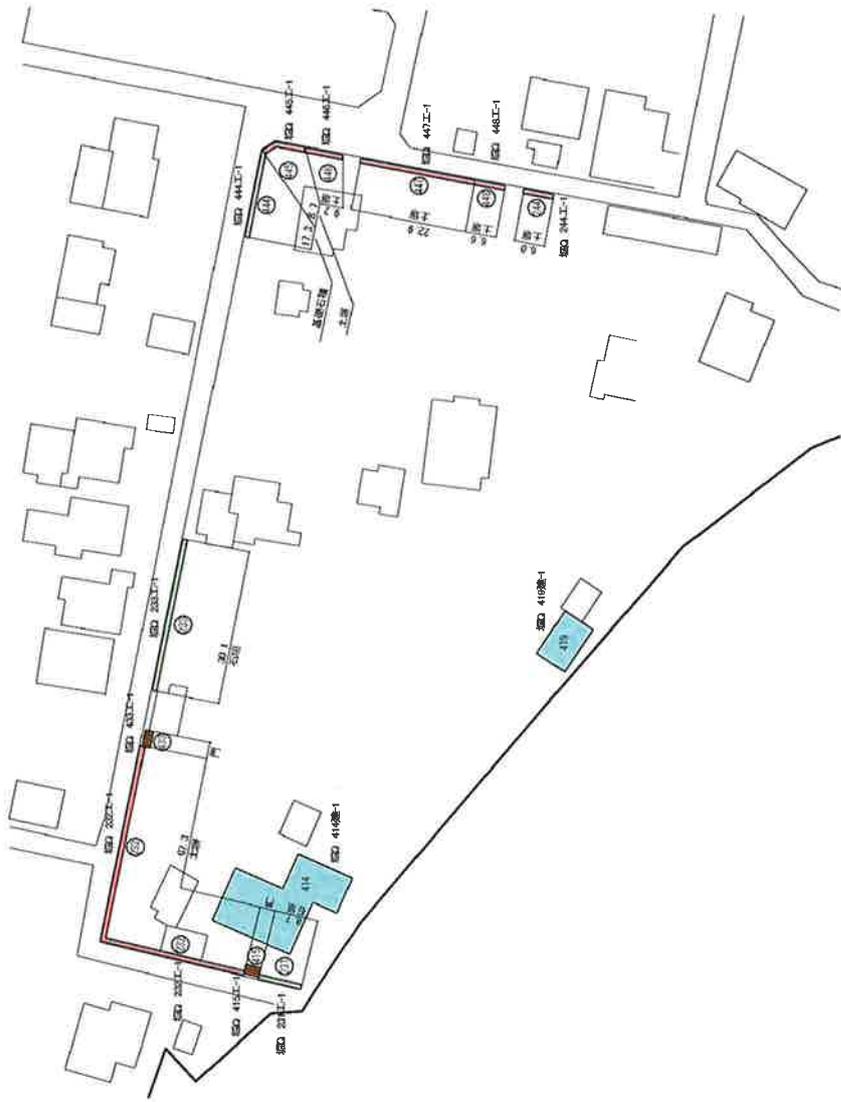


0



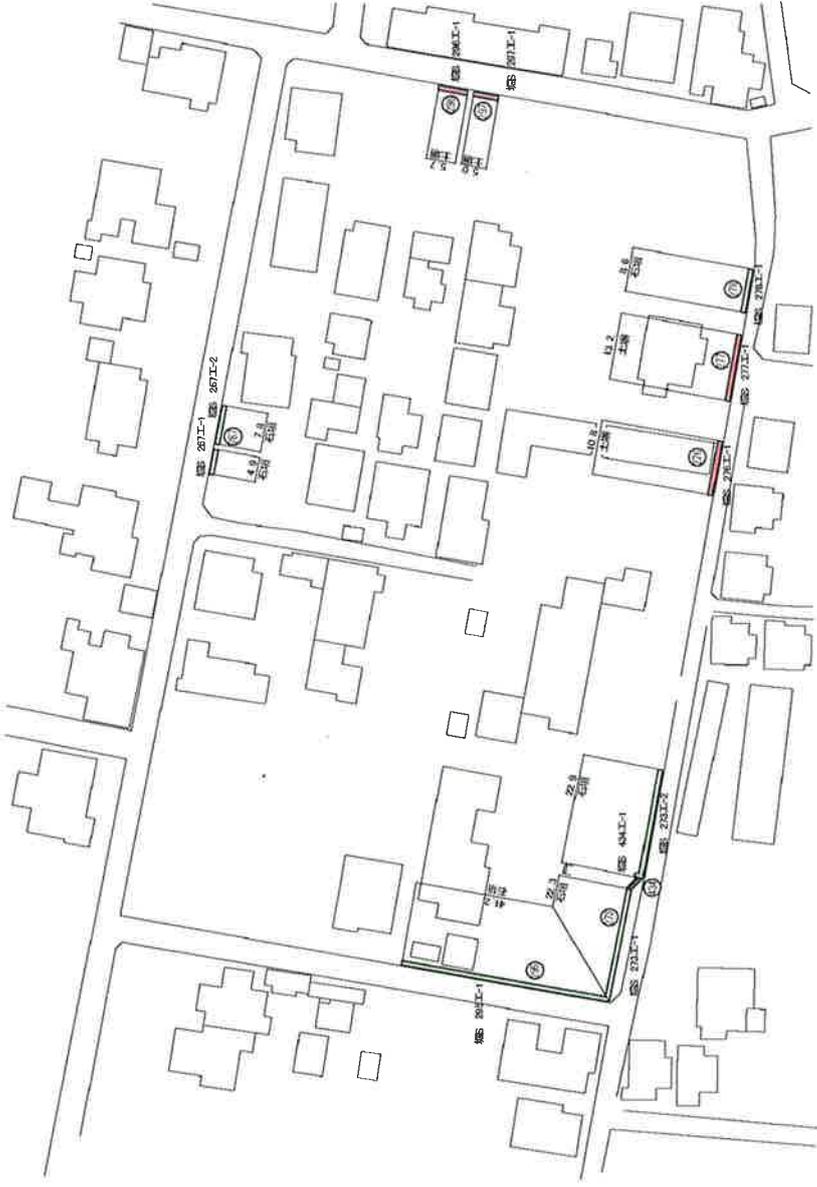


Q



R





T

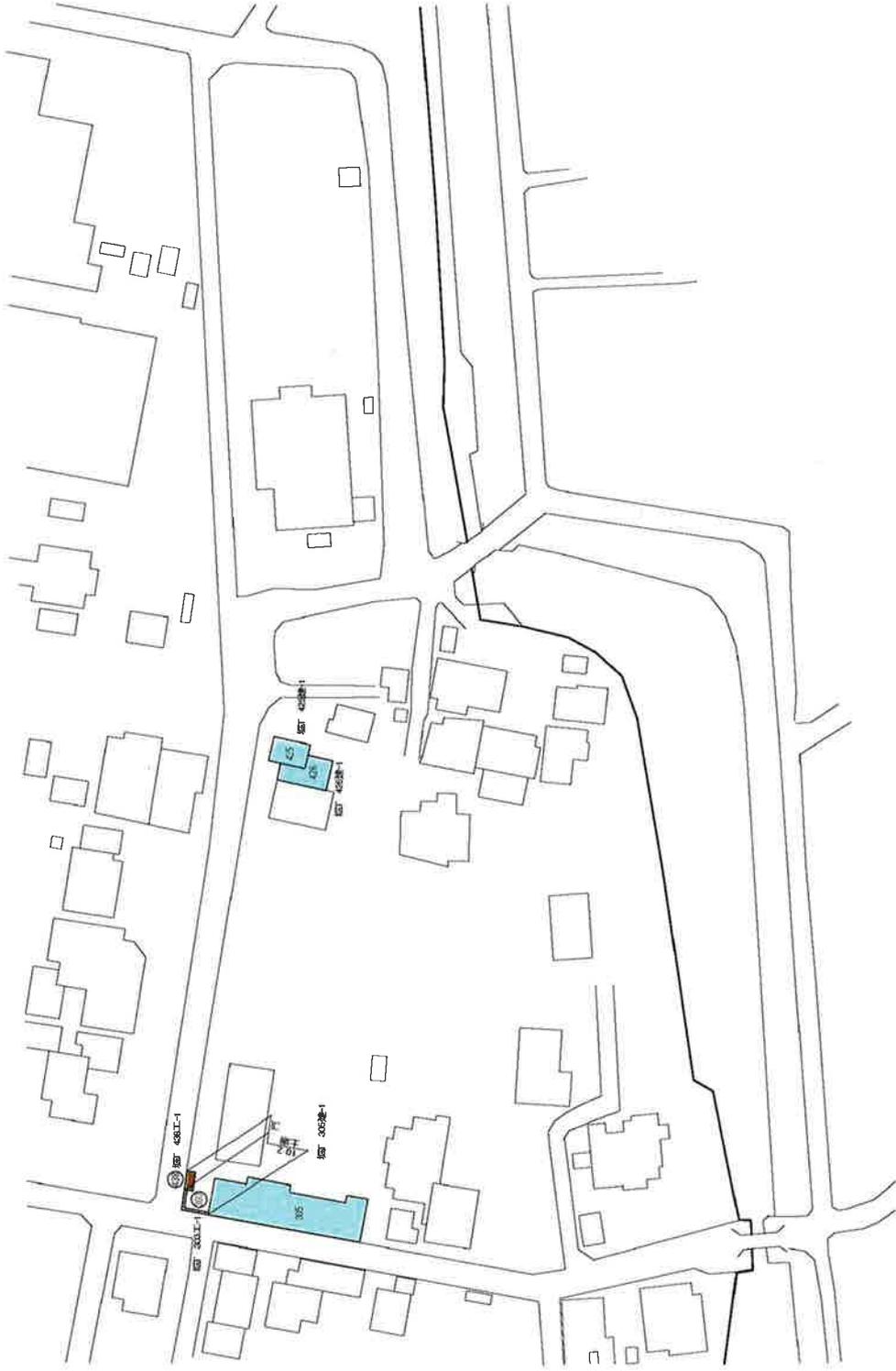


表1 物件一覽

伝統的建造物(建築物)

NO.	保存計画 番号	種別	員数	所在地	備考
1	239	長屋門	一棟	萩市大字堀内字堀内144-1、144-2、144-3	旧二宮家
2	253	家屋	一棟	" 字堀内192	旧梨羽家
3	83-1	門	一棟	" 字堀内131-2	旧福原家萩屋敷内
4	198-1	家屋	一棟	" 字堀内288	
5	198-2	門	一棟	" 字堀内288	
6	352	門	一棟	" 字堀内村211-1	毛利別邸表門
7	369	長屋門	一棟	" 字堀内村394 " 字堀内394-1、394-2	旧周布家
8	251	長屋	一棟	" 字堀内191-7、191-8	旧祖式家
9	305	長屋門	一棟	" 字堀内299-1、300-1	旧児玉家
10	394	門	一棟	" 字堀内村391-1	
11	395	家屋	一棟	" 字堀内村391-1	
12	396	物見矢倉	一棟	" 字堀内村391-1	旧益田家老
13	400	長屋門	一棟	" 字堀内村379 " 字堀内379-4、379-5、379-6	旧繁沢家
14	414	家屋	一棟	" 字堀内90	平成11年4月追加
15	415	門	一棟	" 字堀内90	平成11年4月追加
16	416	本殿	一棟	" 字堀内285	春日神社
17	417	釣殿	一棟	" 字堀内285	春日神社
18	418	幣殿	一棟	" 字堀内285	春日神社
19	419	渡殿	一棟	" 字堀内285	春日神社
20	420	拝殿	一棟	" 字堀内285	春日神社
21	421	長屋	一棟	" 字堀内村376	平成16年10月追加
22	422	門	一棟	" 字堀内村376	"
23	423	長屋	一棟	" 字堀内村189	"
24	424	門	一棟	" 字堀内村189	"
25	425	洋館	一棟	" 字堀内299-2	"
26	426	和館	一棟	" 字堀内299-2	"
27	427	煉瓦塀付門	一基	" 字堀内247-11	"
28	428	門	一棟	" 字堀内村398-3	"
29	429	門	一棟	" 字堀内村236	"
30	430	門	一棟	" 字堀内村258-29	"
31	431	門	一棟	" 字堀内村202-1	"
32	432	門	一棟	" 字堀内村287-2	"
33	433	門(北)	一棟	" 字堀内村90-2	"
34	434	門	一棟	" 字堀内村178-1	"
35	435	門	一棟	" 字堀内村224	"
36	436	門	一棟	" 字堀内村220-1	"
37	437	門	一棟	" 字堀内村190	"
38	438	門	一棟	" 字堀内村299-6	"
39	439	門	一棟	" 字堀内村210-3	"
40	440	門	一棟	" 字堀内字堀内村271-3	平成17年2月追加
41	441	門	一棟	" 字堀内字堀内204-4	"
42	442	門	一棟	" 字堀内字堀内村149-6、149-8	"
43	443	門	一棟	" 字堀内字堀内村132	"
44	449	離屋	一棟	" 字堀内92-2	平成18年4月追加
45	450	門	一棟	" 字堀内238-4	平成20年4月追加
46	451	門	一棟	" 字堀内村239	令和元年6月追加

表2 物件一覧

伝統的建造物(その他の工作物)

NO.	保存計画 番号	種別	員数	所在地	備考
1	1	石垣	84.5 m	萩市大字堀内字堀内 127-1、127-2	
2	2	石垣	173.0 m	" 130、131-1	
3	3	石垣	33.5 m	" 131-1、210-12	
4	4	石垣	12.6 m	" 127-7	
5	5	石垣	15.7 m	" 127-7、127-8	
6	6	石垣	6.6 m	" 127-5	
7	7	石垣	21.5 m	" 127-5、127-9	
8	8	石垣	16.5 m	" 210-12	
9	9	石垣	23.6 m	" 210-11、210-3	
10	10	石垣	10.7 m	" 210-3	
11	11	石垣	27.5 m	" 210-6、210-5	
12	12	石垣	22.6 m	" 210-5、209-1	
13	13	石垣	30.7 m	" 209-1、209-3	
14	14	石垣	8.8 m	" 258-27、258-15	
15	15	土塀	12.6 m	" 258-24	
16	16	石垣	2.7 m	" 258-24、258-2	
17	17	土塀	12.5 m	" 258-12、258-8	
18	18	石垣	11.0 m	" 258-8	
19	19	土塀	12.0 m	" 258-6	
20	20	土塀	18.1 m	" 258-1	
21	22	土塀	26.4 m	" 255-1、255-3	
22	23	土塀	11.0 m	" 255-2	
23	24	石垣	93.0 m	" 216、217	
24	25	石垣	16.5 m	" 225	
25	27	土塀	12.6 m	" 227	
26	28	土塀	41.5 m	" 227、229-1	
27	29	土塀	25.2 m	" 229-2、234-4	
28	30	土塀	8.2 m	" 234-2	
29	31	石垣	13.5 m	" 235-1、235-2	
30	32	土塀	9.0 m	" 235-2	
31	33	石垣	13.5 m	" 218-2	
32	34	土塀	3.4 m	" 209-1	
33	35	石垣	18.7 m	" 209-1	
34	36	土塀	127.8 m	" 209-1、209	
35	37	石垣	25.8 m	" 223、224	
36	38	石垣	10.6 m	" 224	
37	40	石垣	24.0 m	" 258-15	
38	41	石垣	26.0 m	" 258-15	
39	42	土塀	28.0 m	" 258-15	
40	43	石垣	16.0 m	" 258-15	
41	44	土塀	20.3 m	" 253-2	
42	45	土塀	14.0 m	" 253-2	
43	46	石垣	8.6 m	" 247-26	
44	47	石垣	50.0 m	" 247-9、24-7、247-2	
45	48	石垣	15.9 m	" 355-1	
46	49	石垣	40.2 m	" 355-3、356-3	
47	52	石垣	19.6 m	" 244	
48	55	石垣	34.5 m	" 373-1、372-1	
49	58	石垣	69.4 m	" 317-2、371-1	
50	59	石垣	31.6 m	" 379-1	
51	68	石垣	47.6 m	" 357-14、357-7	

52	69	石垣	49.4 m	"	357-4、357-14	
53	75	土塀	24.7 m	"	242-1、242-2、242-3	
54	76	石垣	6.0 m	"	243-2	
55	77	石垣	4.1 m	"	243-2	
56	78	土塀	18.5 m	"	247-2	
57	79	土塀	16.6 m	"	247-4	
58	80	石垣	20.4 m	"	247-4、247-1	
59	81	土塀	7.2 m	"	247-21、247-19	
60	84	石垣	78.5 m	"	131-1、210-4	
61	85	石垣	66.2 m	"	132	
62	86	石垣	153.1 m	"	132、208	
63	87	石垣	120.1 m	"	132、133	
64	88	石垣	28.0 m	"	115	
65	89	土塀	24.0 m	"	109-3	
66	90	土塀	32.0 m	"	109-4	
67	91	石垣	19.4 m	"	109-4	
68	92	土塀	45.6 m	"	109-4、111	
69	93	石垣	26.0 m	"	111-1、112-2	
70	94	石垣	88.0 m	"	113、114-1、114-3	
71	95	石垣	72.7 m	"	113、113-第1、208	
72	96	石垣	21.1 m	"	107-1、107-23	
73	97	石垣	8.4 m	"	107-1	
74	98	石垣	23.6 m	"	107-24、107-22	
75	100	石垣	19.7 m	"	101	
76	102	土塀	18.0 m	"	134、134-1	
77	103	石垣	32.5 m	"	202-4、202-5、202-3、 202-6	
78	114	石垣	34.4 m	"	210-2	
79	116	土塀	29.5 m	"	210-2、209-1	
80	117	石垣	17.0 m	"	209-1	
81	118	石垣	3.7 m	"	209	
82	119	石垣	2.2 m	"	258-15、258-3、258-29	
83	120	石垣	6.7 m	"	258-29、258-16	
84	121	石垣	10.2 m	"	258-16	
85	122	石垣	17.9 m	"	258-28	
86	125	石垣	4.2 m	"	254-5	
87	126	石垣	11.7 m	"	254-4	
88	127	石垣	32.0 m	"	208	
89	129	石垣	61.0 m	"	261	
90	130	板塀	90.0 m	"	263-12	
91	132	石垣	88.2 m	"	208	
92	133	土塀	71.9 m	"	208、206、207	
93	137	石垣	8.5 m	"	265-1、265-2	
94	138	石垣	18.0 m	"	202-6、202-1	
95	139	石垣	27.5 m	"	202、203-1	
96	140	石垣	14.5 m	"	203、204	
97	141	土塀	2.6 m	"	204	
98	142	土塀	8.4 m	"	204-3、204-4	
99	143	土塀	8.2 m	"	204-4	
100	145	土塀	14.0 m	"	205-25	
101	146	石垣	49.0 m	"	191-14、191-3、191-13	
102	147	石垣	4.3 m	"	191-13	
103	148	石垣	10.0 m	"	191-15、191	
104	149	板塀	10.7 m	"	191	
105	150	石垣	7.0 m	"	191	
106	151	土塀	25.5 m	"	190-1、190-2	平成30年2月員数変更
107	152	土塀	19.8 m	"	190-1	"

108	153	石垣	41.8 m	"	208	
109	154	土塀	3.4 m	"	207	
110	155	土塀	5.0 m	"	205-25	
111	156	石垣	6.5 m	"	205-1	
112	157	石垣	14.6 m	"	205-11	
113	159	土塀	39.3 m	"	191-14、191-4、191-5	
114	162	土塀	27.5 m	"	190-1	
115	163	土塀	13.6 m	"	190-1	
116	164	板塀	7.5 m	"	189	
117	165	土塀	22.9 m	"	188-1、188-2	
118	166	石垣	52.3 m	"	265-3、265-8、265-6	
119	167	石垣	50.3 m	"	265-2、265-1	
120	168	土塀	12.6 m	"	293	
121	169	土塀	3.5 m	"	250-2	
122	171	石垣	20.3 m	"	355-2	
123	172	土塀	33.0 m	"	355-2、355	
124	176	石垣	22.2 m	"	265-3	
125	177	石垣	12.5 m	"	265-3、265-7	
126	181	石垣	19.5 m	"	271-1	
127	182	石垣	8.0 m	"	271-12、271-6	
128	183	石垣	6.2 m	"	271-6、271-3	
129	184	石垣	12.0 m	"	271-3	
130	186	石垣	13.5 m	"	350-1	
131	188	石垣	6.4 m	"	265-2	
132	189	土塀	14.5 m	"	266-1	
133	190	土塀	26.0 m	"	266-1、266	
134	193	石垣	8.7 m	"	272-15	
135	194	石垣	15.4 m	"	272-17、272-31	
136	197	土塀	19.3 m	"	291、291-1	
137	198	土塀	17.2 m	"	290-4、290-5	
138	199	土塀	13.8 m	"	287-3	
139	200	土塀	9.0 m	"	287-1、287-4	
140	201	土塀	3.5 m	"	280-2	
141	202	土塀	13.8 m	"	280-2	
142	204	土塀	12.7 m	"	274-7	
143	219	土塀	9.3 m	"	335-1	
144	228	石垣	57.0 m	"	139、140-1、140-2	
145	229	石垣	4.5 m	"	138	
146	230	石垣	17.0 m	"	138、137-2	
147	231	石垣	8.5 m	"	90	
148	232	土塀	66.9 m	"	90、90-2	
149	233	石垣	30.0 m	"	90-1、91-1	
150	236	土塀	10.5 m	"	141-5	
151	237	土塀	5.0 m	"	141-5、141-1	
152	238	土塀	5.8 m	"	144-2、144-1	
153	242	土塀	11.0 m	"	141-2	
154	243	石垣	24.5 m	"	141-2	
155	244	土塀	6.0 m	"	95-3	
156	245	土塀	46.5 m	"	145-1、145-2、146-11、 146-24、493-7、493-8	令和元年12月26日地 番変更
157	246	石垣	60.0 m	"	145-1	
158	247	石垣	28.0 m	"	201-2、200-16、200- 11、199-1、199	
159	248	土塀	7.7 m	"	199	
160	249	土塀	16.4 m	"	194、194-1、194-4	
161	250	土塀	27.2 m	"	194-4、194-3、194-2	
162	252	土塀	27.3 m	"	192、192-1	

163	254	土塀	13.2 m	"	192-1
164	255	石垣	27.9 m	"	187-2、187-1
165	256	土塀	24.4 m	"	186
166	257	土塀	5.9 m	"	144-4、144-9
167	258	土塀	8.3 m	"	144-9、144-3
168	259	土塀	18.7 m	"	144-3、152-4
169	260	土塀	5.5 m	"	152-3
170	261	石垣	11.3 m	"	155
171	262	板塀	5.1 m	"	155
172	263	石垣	5.1 m	"	155
173	264	石垣	26.1 m	"	155、156
174	265	土塀	28.0 m	"	157
175	267	石垣	13.8 m	"	183、184-2、184-3
176	268	石垣	31.7 m	"	144-3、152-8
177	269	石垣	5.5 m	"	152-8
178	270	土塀	72.0 m	"	151、152-1、154
179	271	石垣	31.0 m	"	154、158-2、158-1
180	272	石垣	27.8 m	"	158
181	273	石垣	46.5 m	"	179、178-1、178
182	276	土塀	14.6 m	"	176-3、175-2
183	277	土塀	15.2 m	"	175-2
184	278	石垣	15.5 m	"	174-2
185	280	土塀	33.0 m	"	145-1
186	281	土塀	5.0 m	"	149-4
187	283	石垣	4.3 m	"	161
188	284	石垣	2.0 m	"	161
189	293	土塀	60.0 m	"	157、158
190	295	石垣	41.0 m	"	180-6、180-2、178-1、179
191	296	土塀	5.7 m	"	174-1、174-7
192	297	土塀	5.1 m	"	174-7
193	299	石垣	13.2 m	"	173-1
194	300	石垣	4.7 m	"	173-1
195	301	土塀	38.0 m	"	297-1、293
196	302	土塀	39.5 m	"	298、297
197	303	土塀	9.1 m	"	299-1
198	312	土塀	21.0 m	"	285
199	315	土塀	15.0 m	"	285
200	317	石垣	16.3 m	"	285
201	318	土塀	16.8 m	"	335-1
202	326	石垣	23.0 m	萩市大字堀内字堀内村	415、417、416-1
203	327	石垣	27.3 m	"	412、414、413
204	328	石垣	10.5 m	"	409、411、410
205	329	石垣	27.5 m	"	408
206	330	石垣	42.4 m	"	404
207	331	石垣	21.4 m	"	403-2
208	332	石垣	21.2 m	萩市大字堀内字堀内	403-4
209	335	石垣	5.9 m	萩市大字堀内字堀内村	127-4
210	336	石垣	4.7 m	萩市大字堀内字堀内	127-6
211	337	石垣	28.4 m	"	127-6
212	338	石垣	15.6 m	"	127-6
213	339	石垣	11.4 m	"	127-6
214	340	石垣	8.5 m	"	127-6
215	341	石垣	41.2 m	"	211-4
216	342	石垣	58.0 m	"	211-1
217	343	石垣	66.0 m	"	211-1
218	344	石垣	21.3 m	"	211-1

219	345	石垣	17.2 m	萩市大字堀内字堀内村	220-2	
220	346	土塀	6.0 m	"	220-2	
221	347	石垣	33.5 m	"	220-2	
222	348	石垣	4.0 m	"	220-2	
223	351	土塀	52.8 m	"	211-1	
224	353	石垣	8.0 m	萩市大字堀内字堀内	211-4	
225	354	石垣	11.4 m	"	211-5	
226	355	石垣	10.3 m	萩市大字堀内字堀内村	402	
227	356	石垣	11.0 m	"	402	
228	357	石垣	28.3 m	"	401	
229	358	石垣	11.7 m	萩市大字堀内字堀内	400-2	
230	359	石垣	7.0 m	"	400-2	
231	362	土塀	9.7 m	"	398-3	
232	363	土塀	36.6 m	"	398-3、398-6	
233	364	土塀	7.9 m	萩市大字堀内字堀内村	397	
234	365	土塀	19.0 m	"	396-1	
235	366	石垣	3.0 m	萩市大字堀内字堀内	395-1	
236	367	土塀	17.0 m	"	395、395-1	
237	368	石垣	5.0 m	"	395	
238	370	板塀	23.2 m	"	394-1	
239	372	石垣	8.0 m	"	222-4	
240	373	石垣	6.0 m	"	222-4	
241	374	石垣	6.2 m	"	222-4	
242	375	土塀	28.7 m	"	222-4	
243	376	土塀	13.1 m	萩市大字堀内字堀内村	222-6	
244	377	石垣	13.7 m	萩市大字堀内字堀内	222-2、222-11	
245	378	板塀	4.3 m	萩市大字堀内字堀内村	230-1	
246	379	石垣	10.7 m	萩市大字堀内字堀内	230-3	
247	380	石垣	10.9 m	"	230	
248	381	土塀	12.8 m	萩市大字堀内字堀内村	238-7	
249	382	土塀	17.3 m	"	238-4、238-5、238-6	
250	383	土塀	6.2 m	"	238-4	
251	384	石垣	10.0 m	"	239	
252	385	石垣	39.7 m	"	240、241-2	
253	389	土塀	12.7 m	"	241-2	
254	390	石垣	22.5 m	萩市大字堀内字堀内	392-4、392-5	
255	391	石垣	13.2 m	"	392-3	
256	392	石垣	36.3 m	"	392-14	
257	393	石垣	23.1 m	"	391-2	
258	397	土塀	19.3 m	"	391-2	
259	402	土塀	4.5 m	萩市大字堀内字堀内村	382	
260	403	土塀	26.0 m	萩市大字堀内字堀内	381	
261	411	石垣	27.5 m	萩市大字堀内字堀内村	383-1	
262	412	石垣	237.0 m	萩市大字堀内字常盤島	68-1、68-2	
263	444	基礎石積	17.3 m	萩市大字堀内字堀内村	96-2	平成17年11月追加
264	445	土塀	8.7 m	"	96-2	"
265	446	土塀	9.2 m	"	96-2	"
266	447	土塀	22.9 m	"	96-1、96-2	"
267	448	土塀	6.6 m	"	96-2	"

表3 物件一覧

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件

NO.	保存計画 番号	種別	員数	所在地	備考
1	21	生垣	16.4 m	萩市大字堀内字堀内 258-1、256	
2	26	生垣	9.7 m	" 226	
3	39	生垣	39.0 m	" 225	
4	50	生垣	11.0 m	" 236	
5	51	生垣	7.0 m	" 236	
6	53	生垣	21.3 m	" 244、245-1	
7	54	生垣	64.7 m	" 246-1、246-2、243-1	
8	56	生垣	16.0 m	" 372-2、372-3	
9	57	生垣	9.7 m	" 372-3	
10	60	生垣	12.0 m	" 357-23、357-24	
11	61	生垣	6.8 m	" 357-24、357-25	
12	62	生垣	5.8 m	" 357-25	
13	63	生垣	15.8 m	" 357-26	
14	64	生垣	8.0 m	" 357-28	
15	65	生垣	5.2 m	" 357-16	
16	66	生垣	10.7 m	" 357-32、360-3	
17	67	生垣	35.4 m	" 360-3	
18	70	生垣	4.0 m	" 360-1	
19	71	生垣	16.9 m	" 360-1	
20	72	生垣	13.4 m	" 360-1	
21	73	生垣	16.0 m	" 360-1	
22	74	生垣	14.0 m	" 360-1	
23	82	生垣	20.6 m	" 355-1	
24	83	生垣	35.0 m	" 131-1	
25	99	生垣	76.7 m	" 102、101	
26	101	生垣	110.5 m	" 134-2、134、135、139	
27	104	生垣	30.3 m	" 100、101	
28	105	生垣	14.7 m	" 99	
29	106	生垣	9.2 m	" 99	
30	107	生垣	19.0 m	" 89-20	
31	108	生垣	69.2 m	" 89-20、89-11、89-74、 89-45、89-48、89-49、 89-52、89-53、89-56	
32	109	生垣	61.6 m	" 89-20、89-11、89-73、 89-74、89-46、89-47	
33	110	生垣	5.7 m	" 89-58	
34	111	生垣	6.4 m	" 89-63	
35	112	生垣	9.0 m	" 89-66、89-67	
36	113	生垣	46.9 m	" 89-70、89-71、89-43、 89-28、89-25	
37	115	いちよう	1 本	" 210-2	
38	123	生垣	4.0 m	" 257-4	
39	124	生垣	14.7 m	" 257-4	
40	128	センダン	1 本	" 208	
41	131	生垣	34.1 m	" 261	
42	134	生垣	58.2 m	" 261	
43	135	生垣	18.0 m	" 261	
44	136	生垣	59.1 m	" 261	
45	144	生垣	10.4 m	" 204-1、205-6	
46	158	生垣	6.9 m	" 197-1、195	
47	160	生垣	32.0 m	" 261	

48	161	生垣	26.0 m	"	261	
49	170	生垣	5.3 m	"	250-1、249	
50	173	生垣	19.2 m	"	355、355-6	
51	174	生垣	22.6 m	"	350-1	
52	175	生垣	7.5 m	"	358	
53	178	生垣	5.3 m	"	268-1	
54	179	生垣	15.3 m	"	268-1、269	
55	180	生垣	9.7 m	"	269	
56	185	生垣	9.3 m	"	274-11、274-9	
57	187	生垣	16.3 m	"	350-1	
58	191	生垣	18.7 m	"	266、267-1	
59	192	生垣	3.5 m	"	267	
60	195	生垣	13.7 m	"	272-22	
61	196	生垣	31.8 m	"	272-27	
62	203	生垣	7.0 m	"	355-6	
63	205	生垣	5.5 m	"	274-2	
64	206	生垣	5.0 m	"	274-2	
65	207	生垣	6.4 m	"	274-2、274-11	
66	208	生垣	2.0 m	"	274-11	
67	209	生垣	10.3 m	"	272-29	
68	210	生垣	13.2 m	"	272-28、272-27	
69	211	生垣	6.6 m	"	350-1	
70	212	生垣	11.5 m	"	347、347-5	
71	213	生垣	8.3 m	"	347-1、347-4、347-3	
72	214	生垣	47.4 m	"	346	
73	215	生垣	18.0 m	"	336	
74	216	生垣	4.0 m	"	336-1	
75	217	生垣	6.0 m	"	335-2	
76	218	生垣	10.7 m	"	335-2	
77	220	生垣	57.7 m	"	89-28、89-25	
78	221	生垣	51.0 m	"	105-1	
79	222	生垣	10.0 m	"	105-2、105-3	
80	223	生垣	3.5 m	"	105-3、104-2	
81	224	生垣	10.8 m	"	104-4	
82	225	生垣	18.5 m	"	104-1、98-3、98-4、98-1	
83	226	生垣	13.8 m	"	97-2	
84	227	生垣	9.2 m	"	139	
85	234	生垣	12.9 m	"	96-6、96-5	
86	235	生垣	49.5 m	"	141-3、141-4、141-5	
87	240	生垣	28.1 m	"	141-4	
88	241	生垣	20.0 m	"	141-4、141-2	
89	266	生垣	8.8 m	"	183	
90	274	生垣	21.0 m	"	178、178-2、177-1	
91	275	生垣	25.1 m	"	177	
92	279	生垣	36.9 m	"	174-2	
93	282	生垣	39.3 m	"	162	
94	285	生垣	28.4 m	"	159-第1、159-1	
95	286	生垣	30.1 m	"	159-2、169-5	
96	287	生垣	13.0 m	"	169、169-6	
97	288	生垣	27.3 m	"	169-1	
98	289	生垣	10.5 m	"	170-4	
99	290	生垣	7.5 m	"	170-4	
100	291	生垣	39.4 m	"	170-4、170-3、170-2、 170-1	
101	292	生垣	14.7 m	"	170-1	
102	294	生垣	31.5 m	"	180-1、180-4、180-2	
103	298	生垣	4.9 m	"	174-5、174-6	

104	304	生垣	13.6 m	〃	299-1、299-5	
105	306	生垣	21.5 m	〃	300-4、300-2	
106	307	生垣	21.0 m	〃	302-1、302-2	
107	308	生垣	16.7 m	〃	302-4	
108	309	生垣	8.9 m	〃	296-2	
109	310	生垣	19.1 m	〃	296-1、296-2	
110	311	生垣	11.2 m	〃	296-1	
111	313	生垣	2.7 m	〃	285	
112	314	生垣	3.9 m	〃	285	
113	316	松	6 本	〃	285	
114	319	生垣	8.7 m	〃	299-5	
115	320	生垣	32.5 m	〃	299-3	
116	321	生垣	5.5 m	〃	299-2	
117	322	松	7 本	橋本川畔		
118	323	生垣	7.3 m	萩市大字堀内字堀内	83-4	
119	324	生垣	12.7 m	〃	83-20、422	
120	325	生垣	13.8 m	萩市大字堀内字堀内村	418、419	
121	333	生垣	29.7 m	萩市大字堀内字堀内	127-11	
122	334	生垣	6.0 m	〃	127-11	
123	349	生垣	9.5 m	萩市大字堀内字堀内村	230-2	
124	350	生垣	13.0 m	〃	220-1、220-2	
125	360	生垣	14.0 m	萩市大字堀内字堀内	398-3	
126	361	生垣	5.0 m	〃	398-3	
127	371	生垣	56.3 m	〃	392-4	
128	386	生垣	8.1 m	萩市大字堀内字堀内村	241-2	
129	387	生垣	16.0 m	〃	241-2	
130	388	生垣	12.0 m	〃	241-2	
131	398	生垣	31.7 m	萩市大字堀内字堀内	375-2	
132	399	生垣	24.7 m	〃	375-2	
133	401	生垣	8.9 m	〃	380-第1	
134	404	生垣	14.4 m	〃	357-1	
135	405	生垣	10.1 m	〃	357-1	
136	406	生垣	5.2 m	〃	357-1	
137	407	生垣	8.4 m	萩市大字堀内字堀内村	369	
138	408	生垣	29.6 m	〃	370-5	
139	409	生垣	24.0 m	〃	370-5	
140	410	生垣	3.8 m	萩市大字堀内字堀内	370-1	

表4 基本形式(許可) 基準：案内固有の歴史的風致と調和するための建築物等の基本となる形式を定めた基準(現状変更を許可する基準)

項目	基準	公道(旧道)との境界から10メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準	公道(旧道)との境界に沿って現状を変更する場合の基準
建築物	建築物配置	・原則、敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・公道(旧道)との境界から10メートル以内の敷地において現状を変更する場合の基準 ・主屋一階の壁面は道路境界線より二間(約4m)以上離す ・公道(旧道)に面する場合は二間(約4m)以上離す	・公道(旧道)との境界に沿って現状を変更する場合の基準 ・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする
	構造	・歴史的風致と調和したものとする ・原則、町並み誘導線を越えない範囲(道路基準面より1.5メートル上がった点から約7度の角度の範囲内)とする ・敷地の構成等によりやむを得ず町並み誘導線を越えて建てる場合は、町並み誘導線を越えない範囲(道路基準面より1.5メートル上がった点から約7度(二階建てとする場合は、原則として、公道側を含む二方向以上に採掘期間(約10)以上の下屋を設ける)	・敷地奥行き7間までは平屋建て形式とする ・奥行き7間を超える範囲については左記の基準に従う
	色彩	・歴史的風致と調和したものとする ・原則、主屋根は、寄棟造又は入母屋造** (障子は掛けない) とする ・塙瓦は契斗構みとし、棟隅に鯉、鯉瓦、鼠杵等を用いない ・4.5寸~5寸とし、地区内の伝統的建造物と調える	・伝統様式基準に従う ・主屋根は、寄棟造、入母屋造** (障子は掛けない) 又は切妻造とする
	屋根	形式 ・原則、大棟は公道(旧道)と平行とする ・塙瓦は契斗構みとし、棟隅に鯉、鯉瓦、鼠杵等を用いない ・4.5寸~5寸とし、地区内の伝統的建造物と調える 主屋根勾配 ・主屋根より寸又は1.5寸幅を深く 下屋根勾配 ・原則、屋根色の粘土瓦葺互葺とする(下屋根については、金属葺とする可である) 材料 ・原則、地区内の伝統的建造物と調和したものとする 軒 ・歴史的風致と調和したものとする	・伝統様式基準に従う ・伝統様式基準に従う ・伝統様式基準に従う ・伝統様式基準に従う ・伝統様式基準に従う
	開口部(玄関・窓)	・歴史的風致と調和したものとする ・歴史的風致と調和したものとする ・歴史的風致と調和したものとする	・原則、(1)真鍮造漆喰仕上げ又は中塗り仕上げ+堅灰珪石磨り同等、(2)大鍬珪石磨り同等とする ・伝統様式基準に従う
	基礎	・歴史的風致と調和したものとする ・歴史的風致と調和したものとする	・伝統様式基準に従う
	建築設備・バルコニー	・原則、公道から遠景できない位置に設置する ・歴史的風致と調和したものとする	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った石瓦門又は扉木門とする ・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする
工作物	塀・垣	・歴史的風致と調和したものとする ・歴史的風致と調和したものとする	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする
	その他工作物	・歴史的風致と調和したものとする ・歴史的風致と調和したものとする	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする
	屋外広告物等 ***	・歴史的風致と調和し、自然材料又は伝統材料等を用いたものとする ・自家用広告物だけの掲出とし、屋根上に設置しないものとする ・歴史的風致と調和したものとする	・公道(旧道)から遠景できる場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする ・原則、公道(旧道)から遠景できない位置に設置する ・敷地の構成上、設置せざるを得ない場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする
	塀・柱置場	・歴史的風致と調和したものとする	・原則、公道(旧道)から遠景できる場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする
	植木・庭園	・歴史的風致と調和したものとする ・空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	・敷地の構成上、設置せざるを得ない場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする
環境要素	空地	・歴史的風致と調和したものとする ・空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	・敷地の構成上、設置せざるを得ない場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする
	地盤高	・原則、敷地の履歴を考慮した地盤高とする ・原則、敷地の履歴を考慮した位置とする	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする
	出入口	・原則、敷地の履歴を考慮した位置とする ・歴史的風致と調和したものとする ・公道(旧道)と接続する場合は、1道成地に箇所とする(道成地に抵触して、今後造成が見込まれる土地がある場合は、設置する進入路はその土地に接するように整備する) ・原則、既に進入路又は進入口が、隣接して存在する場合は、これを利用して、新たな進入路又は進入口は設置しない	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする
	土地の造成又は進入路	・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする ・公道(旧道)と接続する場合は、1道成地に箇所とする(道成地に抵触して、今後造成が見込まれる土地がある場合は、設置する進入路はその土地に接するように整備する) ・歴史的風致を形成する木竹の保全につとめる ・空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化につとめる	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする
	木竹の伐採・移植	・歴史的風致を形成する木竹の保全につとめる ・空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化につとめる	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする
	土石露の採取	・採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする	・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする

* 塙瓦は漆喰等及び塙瓦並み葺きとは、公道(旧道)との境界より敷地と反対側にメートル数選した位置において、道路の基準面より高さ1.5メートル以上がなす線を指す。

** 妻面の下端を二間(約2メートル)程度とする。

*** 屋外広告物等とは、表内屋外広告物等に規定する屋外広告物、特定屋外広告物、掲出物件をいう。

